

宰相を以て三度迄被仰遣之、大納言勅答兩度迄ハ、親王被爲思召切之由奏上、至三度免角勅詫之趣可然ト申候へ共、親王御合點無之に付、九月十二日の夜、御側衆轉法輪右大將勸修寺中納言へ被仰付、禁裏附へ被内通、與力同心召連、兩勅使小倉大納言宅へ相越、早速寺へ不遣之段不届被思召候、親王可相渡、其方父子は、閉門被仰付候由勅詫之旨申渡、直に飛鳥井隱居屋敷へ奉移、武士警固之由、右之儀に付、中園宰相、竹淵刑部大輔、敏大納言、同中將、鷺津左京大夫、阿野宰相、右何も閉門也云云、五の宮○東山御年七松木大納言之息女、新大納言之腹、此王子御位可被爲立旨、京都より注進之、  
〔紳書〕此立太子○東山の御時、勅使關東へ參向有しに、其人に親しき關東の御家人詣て物語せしに、今度立太子の御事にて御下向の由、路次の御疲勞察入候、さて此度の御使こそうたてしき御事なり、抑天下の大體と申事を、何れも御存知なき故に、關東を始天下にて、朝廷へ歸し參らする様をこそ知し召れね、某承り傳ふるに、一の宮には御障子に取付給ひて御歎きありしを、其御手を引放て引立參らせて、御出家を成させ申、今の太子を立させ給ふ由、驚き恐入てこそ候へ、天子の第一の宮にてわたらせ給ふを、かくあらけなく引立參らせ、御心にも染まぬ御出家成させ奉りて苦しからぬ御事に侍らば、今一階押のぼせて、かゝる振舞致しても苦しかるまじき歎と存すれば、さて淺ましき世には成下り候と涙にむせびて申されし程に、勅使も兎角の返答に及ばざりしどぞ、

○

〔日本書紀天武十九〕四年三月庚申、諸王四位栗隈王、爲兵政官長、八年十二月戊申、由嘉禾、親王諸王諸臣、及百官人等、給祿各有差、十二年十二月丙寅、遣諸王五位伊勢王○中略等、巡行天下限分諸國之境堦、

〔光臺一覽〕王とは、皇子にても皇孫にても、親王宣下なく、姓も不給は皆王と稱へ申候、叙位任官